

## 審議案件に関する概要

平成28年4月27日 第5部会提出

### 1. 届出者

届出条項	大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)
届出日	平成27年10月27日
担当部署	釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

### 2. 届出事項

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
シーズ協同開発株式会社 代表取締役 曾田 彰	札幌市西区発寒11条5丁目10番1号
ホームックニコット株式会社 代表取締役 熊谷 純	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目南1番40号

### 3. 審査事項

(1) 店舗名及び所在地	コープさっぽろ白糠店・ホームックニコット白糠店 白糠郡白糠町西1条南3丁目1番地4ほか
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	<b>【変更前】</b> (1) 生活協同組合コープさっぽろ 代表理事 大見 英明 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号 (2) 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 (3) 花ステーション 吉田 和子 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 <b>【変更後】</b> (1) 生活協同組合コープさっぽろ 代表理事 大見 英明 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号 (2) 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 (3) 花ステーション

		吉田 和子 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 (4)株式会社ホームックニコット 代表取締役 熊谷 純 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目南1番40号
(3) 変更日		平成28年6月28日 (大規模小売店舗の施設の運営方法については、平成27年10月28日)
(4) 店舗面積の合計		【変更前】 2,101㎡ 【変更後】 3,058㎡
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	【変更前】 111台 【変更後】 140台
	駐輪場の収容台数	【変更前】 10台 【変更後】 18台
	荷さばき施設の面積	【変更前】 82㎡ 【変更後】 106㎡
	廃棄物保管施設の容量	【変更前】 11㎡ 【変更後】 15㎡
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	【変更前】 午前10時(日曜日午前9時)から午後8時 【変更後】 (1)、(2)、(3) 午前8時から午後9時45分 (4) 午前9時から午後8時
	駐車場の利用時間帯	【変更前】 午前9時30分(日曜日午前8時半)から 午後10時 【変更後】 午前7時30分から午後10時
	駐車場の出入口数	【変更前】 出入口1箇所、入口1箇所、出口2箇所 【変更後】 出入口3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時から午後10時

(1) 駐車場整備等への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 139台 ≤ 140台
	従業員駐車場等の整備	26台
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	18台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式
	搬入車両等の誘導	搬入車両の誘導は行わない。
	歩行者の安全対策	1) 繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。 2) 出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。
	交通整理員の配置	繁忙期には、交通整理員を3名程度駐車場出入口に配置し、適切な駐車場誘導を行う。
除排雪による堆積方法	1) 原則として10cm以上の積雪が生じた場合	

				に除雪を行う。 2) 駐車場外周部等に一時堆雪しますが、適時排雪を行って必要台数の確保に努める。		
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55 dB	44 dB	○	
		2	55 dB	48 dB	○	
		3	55 dB	47 dB	○	
		4	55 dB	45 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45 dB	19 dB	○	
		2	45 dB	32 dB	○	
		3	45 dB	23 dB	○	
		4	45 dB	14 dB	○	
	夜間の音源 毎騒音レベル 予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機 ①	40 dB	39 dB	○
a2		冷凍機 ②	40 dB	45 dB	△	
	<p>評価△について</p> <p>予測地点a2において、冷凍機の影響により規制基準を上回るが、直近住居壁際で予測地点a2'が32dBの予測結果となり、規制基準値を満たす。</p>					
騒音問題の一般的対策		<p>1) 店舗社員や取引先に対して、自動車の低速走行など環境配慮の指導を行う。</p> <p>2) 冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以前には行わない。</p>				
荷さばき作業等の対策		搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。				
付帯設備・施設等の対策		<p>1) 外部スピーカーの使用に際しては法令を遵守して運用する。</p> <p>2) 新設する店舗の室外機は最新の低騒音型を設置する。</p>				
青少年等の蝟集等の対策		営業時間終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーなどで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。				
その他の対応方策		万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。				
(3) 廃棄物等	指針容量の整備	指針容量 14 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 15 m <sup>3</sup>				

<p>への配慮</p>	<p>保管場所の位置、構造等</p>	<p>1) 外部設置の廃棄物等保管施設は堅牢な金属製の施設として、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。</p> <p>2) 新設店舗の廃棄物等保管施設は屋内に設けて、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。</p>
	<p>運搬・処理対策</p>	<p>廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</p>
	<p>減量化、リサイクル等</p>	<p>段ボールや発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。</p>
	<p>調理臭や悪臭の飛散防止</p>	<p>生ごみ等は密閉して保管して悪臭の発生を防ぎます。</p>
	<p>その他の対応方策</p>	<p>店舗運営責任者(店長など)との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じます。</p>
<p>(4) 街並みづくり等への配慮</p>	<p>1) 当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図ります。</p> <p>2) 広告塔や駐車場の照明はライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないよう配慮する。</p>	
<p>(5) 防災対策への配慮</p>	<p>地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。</p>	
<p>(6) 防犯対策への配慮</p>	<p>夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。</p>	
<p>(7) 関係行政機関との協議状況</p>		
	<p>公安委員会</p> <p>釧路方面釧路警察署 (交通第一課)</p>	<p>平成27年10月6日</p> <p>・届出書案を提出して計画概要を説明する。「出入口②は交差点から近いが、予測される入出庫台数が少ないのでやむを得ない。交差点から最低5m以上離すように。」とのことであった。</p>

	<p>警察本部交通部 (交通規制課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口②は交差点から 5 m 以上離す。繁忙時には交通誘導員を配置して安全に配慮する。</li> </ul> <p>平成27年10月13日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書案を提出して計画概要を説明する。「各出入口では出庫時の一旦停止を案内して安全に配慮するように。」とのことであった。</li> <li>・ 各出入口に出庫時一時停止の表示を設置する。繁忙時には交通誘導員を配置して安全に配慮する。</li> </ul>
<p>地元市町村</p>		
	<p>白糠町 (経済部経済課)</p>	<p>平成27年10月6日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書案を提出して計画概要を説明する。特に指摘事項はなかった。</li> </ul>
	<p>(保健福祉部 町民サービス課)</p>	<p>平成27年10月6日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書案を提出して計画概要を説明する。特に指摘事項はなかった。</li> </ul>
<p>道路管理者</p>		
	<p>北海道開発局 (釧路道路事務所総務課)</p>	<p>平成27年9月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画図を提示して出入口①を幅 8 m まで拡幅する旨了承を得る。</li> </ul>
	<p>白糠町 (経済部建設課)</p>	<p>平成27年9月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南 3 条西 2 号通には歩道が無く出入口の拡幅は問題がない旨確認する。</li> </ul> <p>平成27年10月6日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書案を提出して計画概要を説明する。「出入口②から搬出入車両が入庫可能か確認できるように軌跡図を示すように。」</li> </ul>

		<p>とのことであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軌跡図を作成する。</li> </ul> <p>平成27年10月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軌跡図を提出し出入口計画の了承を得る。 「工事着手前に24条の申請を行うように。」</li> </ul> <p>とのことであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事着手前に道路法24条申請を行う。</li> </ul>
	その他関係機関	
		—

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	別添のとおり（平成28年1月18日付け）
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道（釧路総合振興局連絡調整会議）の意見

特に意見を述べる必要がない。（平成28年3月11日）
----------------------------

審議案件に関する概要

平成28年4月27日第五部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成27年9月28日
担当部署	根室振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹	札幌市北区太平三条一丁目2番18号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	(仮称) 中標津複合施設 標津郡中標津町西5条南11丁目5ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	(株)サッポロドラッグストア 代表取締役社長 富山 浩樹 札幌市北区太平三条一丁目2番18号	
	未定	
	未定	
	未定	
(3)新設予定日	平成28年5月29日	
(4)店舗面積の合計	2,532 m <sup>2</sup>	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	120台
	駐輪場の収容台数	8台
	荷さばき施設の面積	105 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	29m <sup>3</sup>
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分～翌午前0時(A,B) 午前7時00分～午後10時(C) 24時間営業(D)
	駐車場の利用時間帯	24時間
	駐車場の出入口数	8箇所(出入口8箇所)
	荷さばき時間帯	6時00分～22時00分(A,C,D ①) 24時間(B,D ②)

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 109 台 < 駐車場整備台数 120 台					
	従業員駐車場等の整備	32 台分を確保					
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	店舗前に 8 台分を確保					
	来客車両等の入出庫方法	出入口 8 箇所 ゲート無し					
	搬入車両等の誘導	案内看板等					
	歩行者の安全対策	各出入口に一旦停止ライン					
	交通整理員の配置	繁忙時に 3 名配置					
	除排雪による堆積方法	駐車場に一時堆雪場を確保し計画的に搬出する。					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果		評価	
		1	55dB	46dB		○	
		2	60dB	46dB		○	
		3	55dB	39dB		○	
		4	60dB	38dB		○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果		評価	
		1	45dB	37dB		○	
		2	50dB	36dB		○	
		3	45dB	31dB		○	
		4	50dB	29dB		○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果		評価
					敷地境界	住居壁際	
		a1	空調機①	40dB	66dB	39dB	△
		a2	空調機②	40dB	42dB	39dB	△
		a3	空調機③	40dB	44dB	a2'に合成	△
		a4	空調機④	40dB	42dB	37dB	△
a5		空調機⑤	40dB	30dB	—	○	
a6		空調機⑥	50dB	34dB	—	○	
a7		冷凍機①	40dB	37dB	—	○	
a8		排気①	40dB	56dB	a2'に合成	△	
a9		排気②	40dB	36dB	—	○	
a10		排気③	40dB	27dB	—	○	
a11		排気④	50dB	31dB	—	○	
b1		TY ③ 台車音	50dB	41dB	—	○	
b2		TY ③ 荷捌音	50dB	57dB	33dB	△	
b3	TY ④ 台車音	50dB	40dB	—	○		
b4	TY ④ 荷捌音	50dB	56dB	30dB	△		
c1	自動車走行音	40dB	42dB	40dB	△		
c2	自動車走行音	50dB	67dB	38dB	△		
c3	搬入車走行音	50dB	72dB	38dB	△		
c4	自動車走行音	50dB	57dB	36dB	△		
d1	ドア開閉音	50dB	57dB	39dB	△		
d2	ドア開閉音	50dB	50dB	36dB	△		



	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。</li> <li>・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。</li> <li>・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後 10 時から翌午前 6 時まで）行わない。</li> </ul>
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な搬入を行うことにより、搬入台数を減少させ騒音の減少に配慮をする。</li> <li>・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。</li> </ul>
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室外機は低騒音型の機種を設置し、騒音の軽減に配慮する。</li> </ul>
	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間は、店舗従業員が定期的に駐車場内を見回り、青少年蝟集による騒音対策を講じる。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適切な対応策を講じる。</li> <li>・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応する。</li> </ul>
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 11.830 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 29.205 m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物保管施設は屋外及び屋内に設置するが、使用時以外は戸を閉め廃棄物の飛散防止に配慮する。</li> </ul>
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</li> <li>・法や条例に基づき適切な運搬・処理をする。</li> </ul>
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンボール、発泡スチロール、古紙等のリサイクルを徹底する。</li> </ul>
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミ庫は定期的に清掃するなどして悪臭の発散防止に配慮する。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適切な対応策を講じる。</li> </ul>
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みづくりが行われる場合は、取り組みを阻害しないよう調和を図る。</li> <li>・広告塔、駐車場内の照明灯は、向き及び光量等を調整し、地域住民に悪影響を与えないよう配慮する。</li> </ul>
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等から、災害時の避難場所として駐車場の一部使用や物資の緊急時における提供要請があった場合、必要な協力を行う。</li> </ul>

(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間終了後の出入口は、施錠し防犯に努める。又所轄警察署と連携を図り管理者が責任を持って緊急時の対応を行う。</li> <li>・夜間は適切な照明設備の設置をし、防犯対策の協力を努める。</li> </ul>
(7) 関係行政機関との協議状況	
	<p>公安委員会（警察）</p> <p>平成 27 年 8 月 4 日 北海道釧路方面中標津警察署交通課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年 4 月 30 日付けで届出した内容から、変更になった経緯等を施設配置図等で説明し、出入口の数等に関して了承される。</li> </ul> <p>平成 27 年 8 月 17 日 北海道警察本部交通部交通規制課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年 4 月 30 日付けで届出した内容から、変更になった経緯等を施設配置図等で説明。</li> </ul> <p>（道警本部指摘事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 道道側の出入口を減らす事。</li> <li>② 国道側の出入口は可能な限り距離を離す事。</li> <li>③ 国道側の出口は左折誘導の看板を設置すること。</li> </ol> <p>（事業者対応方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 道道側の出入口 4 箇所を 3 箇所に減。</li> <li>② 出入口②と③に間隔を設けた。</li> <li>③ 国道側の全出口に左折誘導の看板を設置して、右折出車の抑制に配慮することとした。</li> </ol> <p>平成 27 年 9 月 9 日 北海道釧路方面中標津警察署交通課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案一式を提出し、道警本部からの指摘で道道側の出入口を 1 箇所取り止めた等の説明と交通対策について説明し了承される。</li> </ul> <p>平成 27 年 9 月 15 日 北海道警察本部交通部交通規制課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案一式を提出し、前回の協議を踏まえて設計変更した旨と交通対策について説明し、了承される。</li> </ul>

<p>道路管理者</p>	<p>平成 27 年 8 月 4 日          北海道開発局釧路開発建設部          中標津道路事務所総務課</p> <p>・平成 27 年 4 月 30 日付けで届出した内容から、変更になった経緯等を施設配置図等で説明し、出入口の数等に関して了承される。</p> <p>なお、切下げ申請の際に具体的な技術協議をすることです承される。</p> <p>平成 27 年 8 月 4 日          北海道釧路総合振興局建設管理部          中標津出張所</p> <p>・平成 27 年 4 月 30 日付けで届出した内容から、変更になった経緯等を施設配置図等で説明し、出入口の数等に関して了承される。</p> <p>また、出入口が隣接する箇所は、バリカなど設置して安全対策を図ることとした。なお、切下げ申請の際に具体的な技術協議をすることです承される。</p> <p>平成 27 年 2 月 10 日          中標津町建設水道部建設管理課          施設配置図を提示して、町道側の出入口 2 箇所の位置について相談。</p> <p>出入口の位置や数については問題はないとのことだったが、舗装整備がされていない旨の説明があったため、商品の搬出入は、国道及び道道側から実施することとする。</p> <p>なお、設計変更により出入口は 1 箇所とした。</p>
<p>地元市町村</p>	<p>平成 27 年 9 月 9 日          中標津町経済部経済振興課</p> <p>・届出案一式を提出し、計画の見直しについて説明した。</p> <p>(経済振興課指摘事項)</p> <p>①開発行為や雨水排水等の協議も必要に応じで行うこと。</p> <p>②生活課と教育委員会との協議を再度進める事。</p> <p>③届出後、手続きに基づき庁内意見をまとめます。</p> <p>(事業者)</p> <p>①外構設計担当が対応する旨を回答。</p>

②承知した。

③承知した。

平成 27 年 9 月 9 日

中標津町町民生活部生活課（騒音、廃棄物等）  
・届出書案一式を提出し、計画の見直しについて説明した。

何かあったら連絡しますとの事だった。

平成 27 年 9 月 25 日（電話にて）

中標津町町民生活部生活課（騒音、廃棄物等）  
届出書案について再度確認を行ったところ、特に指摘事項はないとの事だったが、廃棄物収集業者については、町が許可する業者に委託することが通常である旨の説明があったので、了承した。

平成 27 年 2 月 10 日

中標津教育委員会学校教育課

店舗立地場所を説明し通学路を確認したところ、国道、道道は児童が通学路として利用しているとの説明があったため、出入口には、一旦停止及び学童注意等の注意喚起看板を設置する旨を設置する旨を説明した。

平成 27 年 9 月 9 日

中標津教育委員会学校教育課

届出書案一式を提出し、計画の見直しについてと通学路としての指定はないが、児童が通学路として利用しているため、出入口には、一旦停止及び学童注意等の注意喚起看板を設置する旨を説明した。

特に指摘事項はなかった。

その他関係機関

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし（平成 28 年 2 月 15 日）
-----------	------------------------

(2)住民等の意見	なし
-----------	----

5. 道（根室振興局連絡調整会議）の意見

平成 27 年 10 月 15 日	特に意見を述べる必要が無い。
-------------------	----------------

※法第 6 条第 2 項、法附則第 5 条第 1 項の届出は、これを準用すること。